

令和4年1月21日

保護者様

川崎市立西中原中学校

校長 安部 賢一

### まん延防止等重点措置における本校の教育活動について

本日1月21日(金)より、特措法に基づくまん延防止等重点措置が神奈川県に適用されることとなり、本市がその対象地域となりました。措置期間中は川崎市教育委員会の方針を踏まえて本校の教育活動を次の通りとします。なお、感染状況等に応じて適宜変更する場合がありますので、この点を含めてよろしくご理解とご協力をお願いします。

#### 1. 教育課程について

授業や学校行事などの教育課程は、原則としてこれまで通りです。本日の1学年平和学習講演会、1月27日(木)放課後の学校保健委員会、2月2日(水)の2学年職業講話なども予定通り行います。また、3学年の高校入試関係の日程や受験方法に変更があった場合は、個別に連絡・調整を行います。

#### 2. 部活動について

部活動は校内に限り、交流試合や発表会など校外での活動を当面停止します。また、活動時は水分補給を除き、校内での飲食を原則禁止します。

なお、県大会以上の公式戦やこれに準ずる大会、コンクール等への参加、及びこれに伴う食事等は許可する場合があります。

#### 3. 登下校について

学校生活における感染不安を理由に欠席や欠課をする場合、また、電車やバスなどの公共交通機関を使用して登下校している生徒のうち、混雑する通学時間帯を避けて登下校したい場合は学級担任まで事前にご相談ください。欠席等の扱いとならないよう配慮します。

なお、GIGA 端末(生徒用パソコン)は、他校で異常加熱等の問題があったことから、現在製造業者による点検を実施しています。端末の持ち帰りはその後となり、自宅学習の方法は当面、自宅のパソコンを使ったオンデマンド授業視聴やプリント学習となります。

このことに関するご質問・ご相談は下記までお願いします。

副校長 仲野、教頭 中野(電話777-2239)